

2020年1月31日

各 位

会 社 名 **株式会社 イチケン**
代 表 者 名 代表取締役社長 長谷川 博之
(コード番号 1847 東証第一部)
問 合 せ 先 財務経理部長 湯浅 史朗
(TEL. 03-5931-5642)

指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 委員会設置の目的

当社の取締役、監査役（以下「役員」といいます。）及び執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性等を強化することを通じてコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的とし、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置することといたしました。

2. 委員会の役割

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行うものとします。

- (1) 役員及び執行役員の選任及び解任に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役及び執行役員の個人別の報酬等に関する事項
- (5) 役員の報酬限度額に関する事項
- (6) 後継者計画（育成を含む）に関する事項
- (7) その他、経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

3. 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会の構成は次のとおりとします。

- ① 取締役会決議によって選定された委員（取締役）で構成します。
- ② 委員は3名以上で構成し、その半数以上は独立社外取締役とします。
- ③ 委員長は、取締役会の決議によって選定します。

4. 設置日

2020年1月31日

以 上